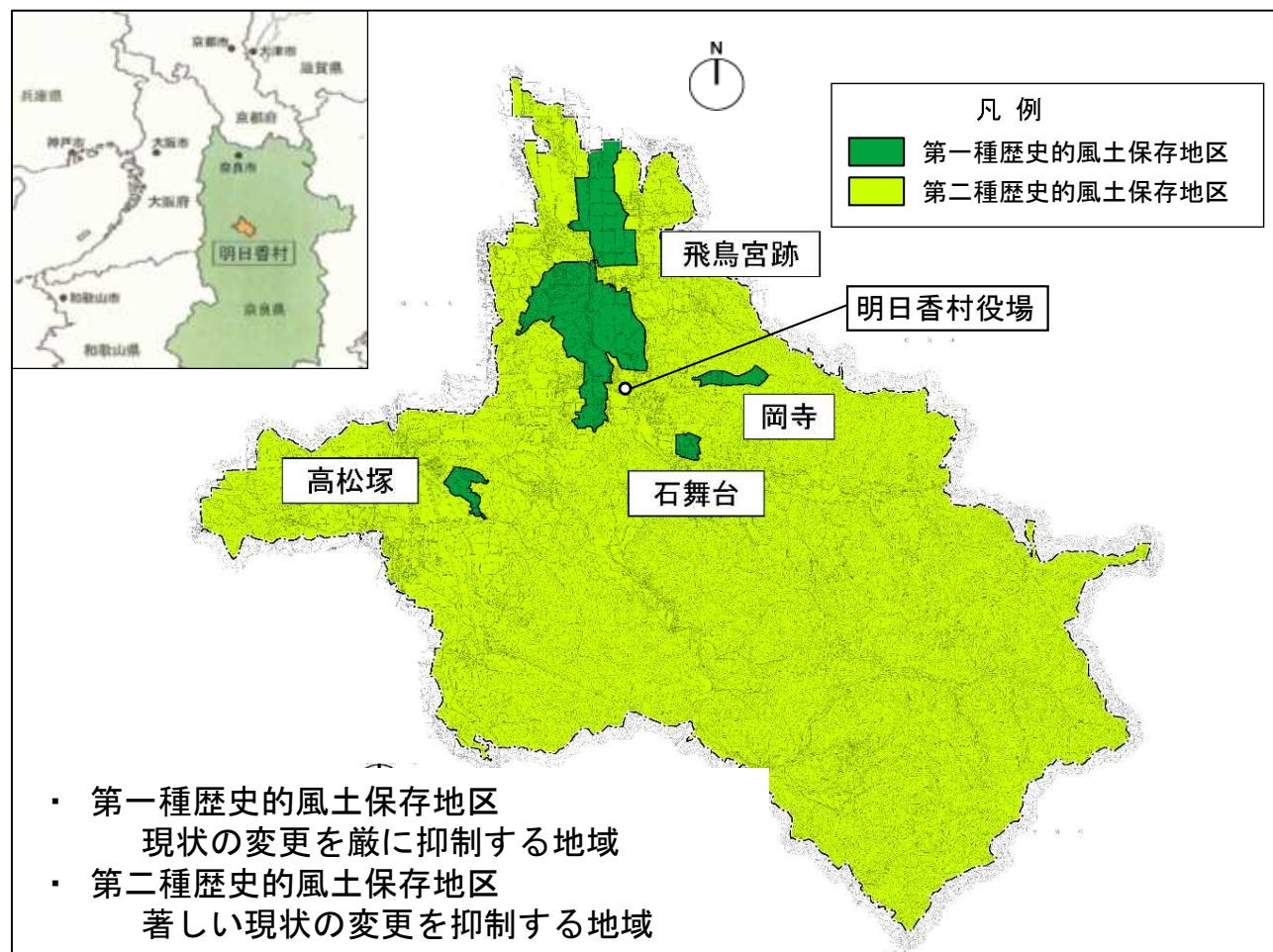
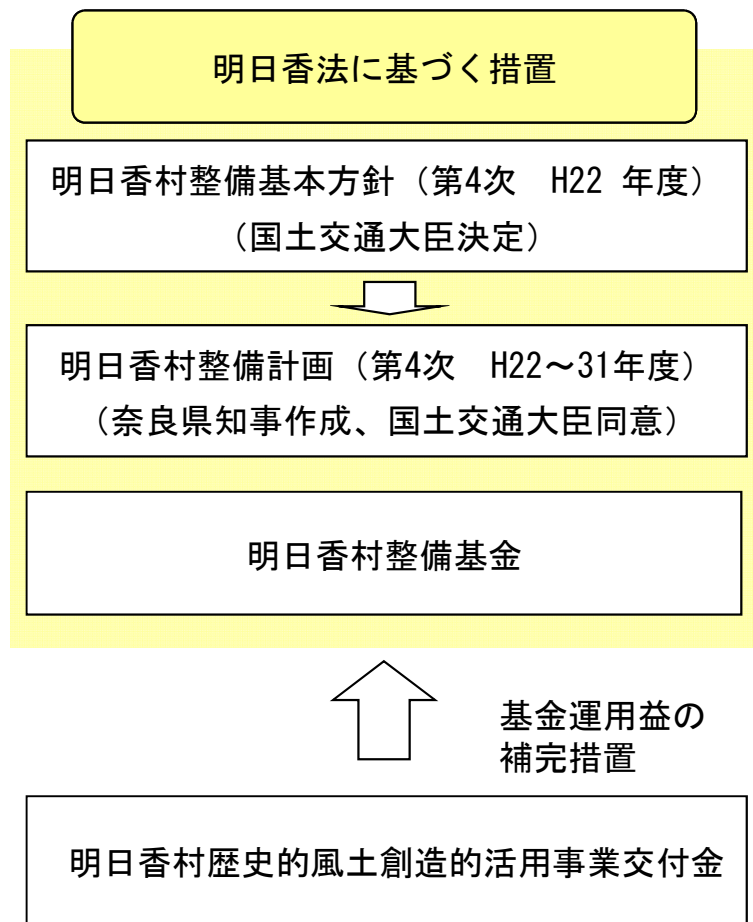


明日香村の歴史的風土の保存等に係る これまでの取組について

- 明日香村は、古都保存法（昭和41年制定）、明日香法（昭和55年制定）に基づき、全村にわたる土地利用規制を行う一方、明日香村整備計画（奈良県作成）等に基づき、国が積極的に支援を行うことにより、歴史的風土が適切に保存されている。
- 「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」（平成30年度：1.5億円）による支援のほか、国営公園の整備等により、地方創生や地域活性化を後押ししている。



土地利用規制の状況



明日香村におけるこれまでの経緯

	事 項
昭和41年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古都保存法の制定（議員立法） ○ 明日香村を同法に基づく「古都」に指定
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風土及び文化財の保存措置：歴史的風土保存区域等の拡張 ・ 保存措置に伴う環境の整備 道路・河川・ごみ処理場等の整備、国営飛鳥歴史公園・歴史資料館等の整備、飛鳥保存財団の設置
昭和51年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高松塚周辺地区が国営公園として整備決定（閣議決定）
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「明日香村における歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るための方策について」諮問（内閣総理大臣→歴史的風土審議会） ○ 特別の立法措置の必要性等について答申
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明日香法を制定 ○ 同法に基づき「第1次明日香村整備計画」を策定（～平成元年度まで）
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次明日香村整備計画の策定（～平成11年度まで）
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次明日香村整備計画の策定（～平成21年度まで） ○ 「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」を創設
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ○ キトラ古墳周辺地区が国営公園として整備決定（閣議決定）
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4次明日香村整備計画の策定（～平成31年度まで）

古都保存法制定の背景

急激な都市発展等に伴い、昭和30年代後半に全国的に宅地開発が急増、京都、奈良、鎌倉において、文化人や市民団体による反対運動が展開された。

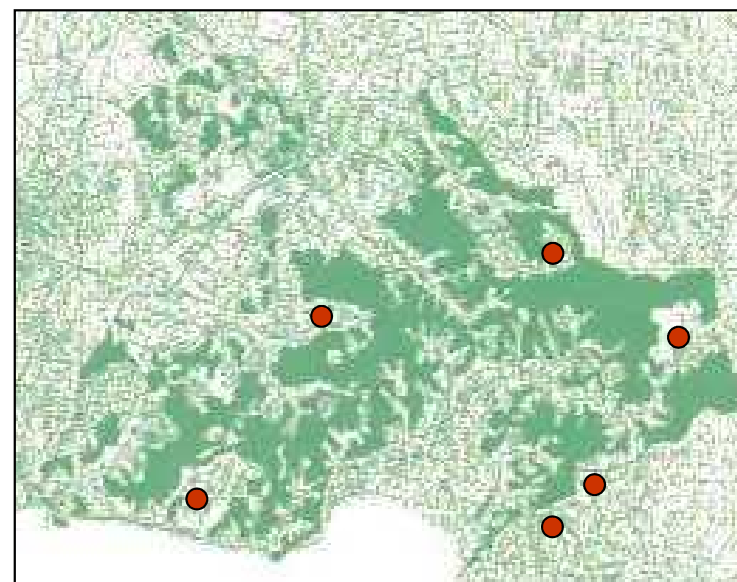
○鎌倉における開発変遷図(樹林地の推移)

戦後、鎌倉の人口は急増し、樹林地面積は2/3に減少した。
昭和30年代後半の宅地開発の急増は「昭和の鎌倉攻め」と形容された。



昭和22年

人口 約55,000人
樹林地面積 約2,400ha
樹林地率 61%



昭和48年 ● 大規模開発案件

人口 約155,000人
樹林地面積 約1,600ha
樹林地率 40%

(出典: 鎌倉市緑の基本計画)

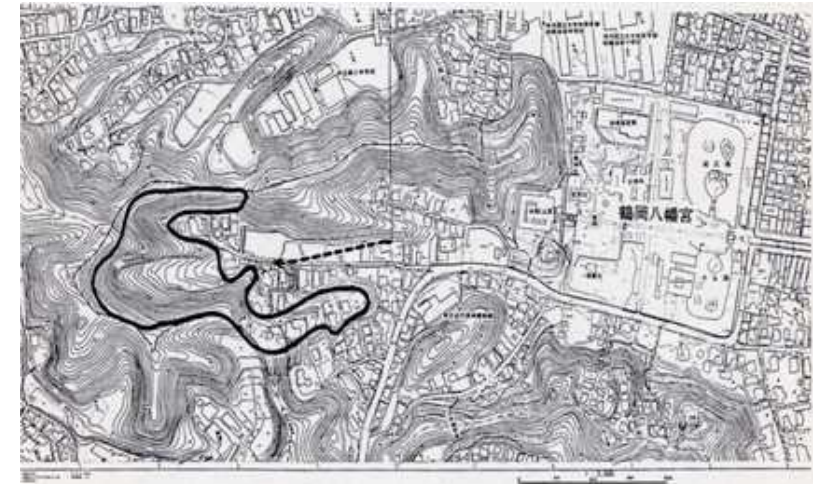
古都保存法制定の契機

昭和39年に発生した鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山（通称「御谷（おやつ）」）開発問題や、京都市の双ヶ岡（ならびがおか）開発問題は、幅広い層による反対運動が展開された。

これらの問題は、古都保存法制定の契機の1つになっているとされている。

○ 鎌倉市 御谷（おやつ）騒動（昭和39年）

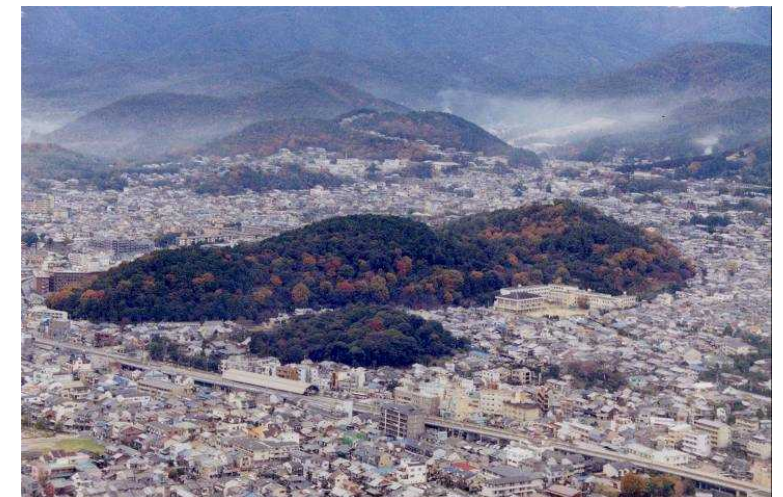
- ・ 鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山（通称「御谷」）の開発計画に対し、文化団体や文化人、僧侶、学者等、市民による反対運動が巻き起こる
- ・ 行政による数度の調整が行われたが解決に至らず、市民団体等は「風致保存連盟」を結成し、保存運動を展開
- ・ また、鎌倉在住の文化人により「財団法人鎌倉風致保存会」が設立され、買収を目的とした募金活動を開始
- ・ 反対運動発生から約一年後、募金等による買収をもって騒動は収束



御谷騒動の開発予定区域図

○ 京都市 双ヶ岡（ならびがおか）開発問題（昭和39年）

- ・ 名勝に指定されていた双ヶ岡について、所有者の仁和寺が売却を決定し、買収予定者がホテル建設構想を明らかにしたことから、地元住民から売却反対の声が起こる
- ・ 市民団体や学術団体による政府、国会に対する声明が発表された
- ・ 買主側が資金の調達ができず、開発の危機は回避された



双ヶ岡

古都保存法の目的・体系

■ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)(昭和41年制定)

(古都:京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市の10都市)

・この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。(法第1条)

古都保存法の体系

歴史的風土保存区域の指定 (国土交通大臣) ※関係省庁協議が必要

【平成29年度末現在：33地区、22,487ha】

- ・建築物の建築、宅地の造成等について**届出・勧告制**による規制

歴史的風土保存計画の決定 (国土交通大臣) ※関係省庁協議が必要

- ・歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を記載

保存区域のうち枢要部分について

歴史的風土特別保存地区について都市計画決定 (府県・政令市)

【平成29年度末現在：65地区、8,832ha】

- ・建築物の建築、宅地の造成等について**許可制**による規制
- ・規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入

古都保存事業 (社会資本整備総合交付金) **税制措置**

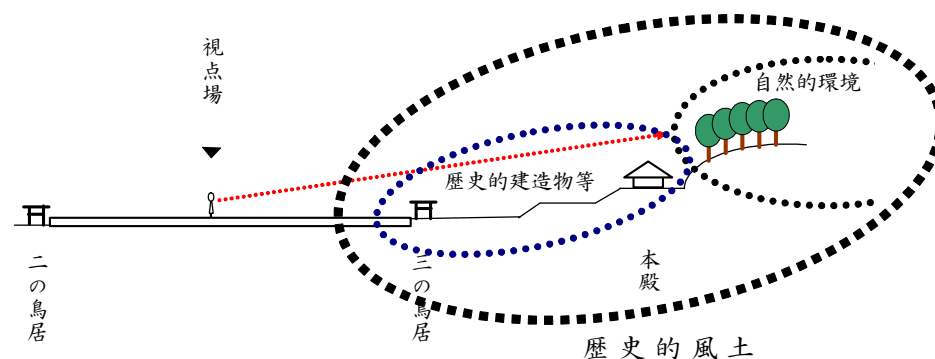
- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・土地の買入れ (国費率7/10) ・損失補償 (国費率7/10) ・施設の整備 (国費率1/2) ・景観阻害物件の除却 (国費率1/2) | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の買入れに際し、譲渡所得2,000万円控除 ・行為制限の内容を踏まえて相続税を評価減 (林地の場合更に3割評価減) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域



鶴岡八幡宮



歴史的風土の概念図

(歴史的風土審議会資料(平成9年12月)より作図)

古都及び歴史的風土保存区域等の指定状況

- ・わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する都市として、京都、奈良、鎌倉等の10都市が古都に指定されている。
- ・古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域として、歴史的風土保存区域が33地区、22,487ha指定されている。また、歴史的風土の枢要な部分を構成している地域として、歴史的風土特別保存地区が65地区、8,832ha指定されている。

古都指定都市



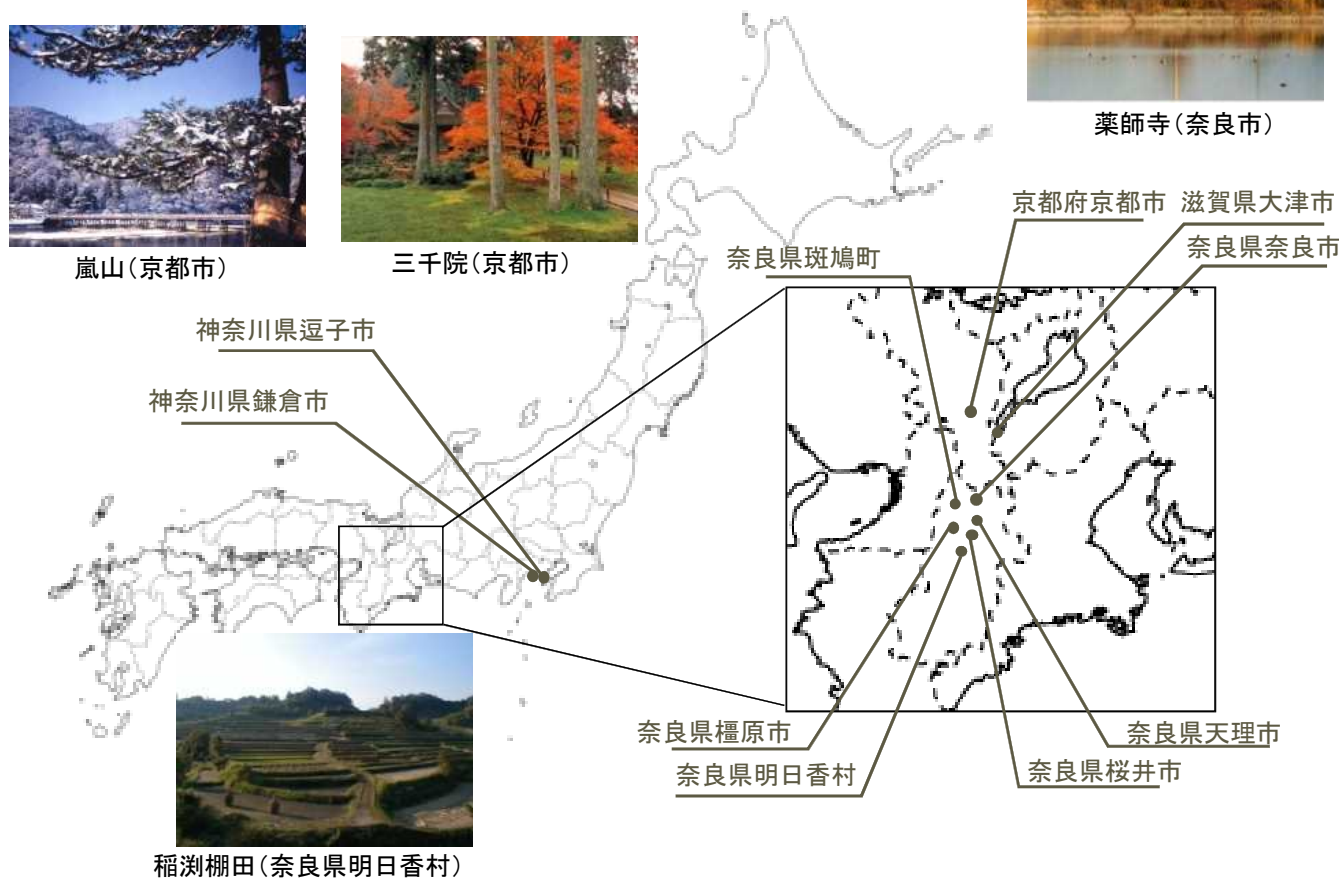
嵐山(京都市)



三千院(京都市)



薬師寺(奈良市)



歴史的風土保存区域・特別保存地区の指定状況

都市名	歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
京都市	14	8,513.0	24	2,861.0
奈良市	3	2,776.0	6	1,809.0
斑鳩町	1	536.0	1	80.9
天理市		1,060.0	2	82.2
桜井市	4	1,226.0	1	304.0
橿原市		426.0	4	212.0
明日香村		2,404.0		2,404.0
鎌倉市	5	982.2	13	573.6
逗子市		6.8	-	-
大津市	5	4,557.0	9	505.7
計	32	22,487.0	60	8,832.4

明日香村における歴史的風土保存地区の決定状況

	地区数	面積(ha)
第1種歴史的風土保存地区	4	125.6
第2種歴史的風土保存地区	1	2,278.4
計	5	2,404.0

明日香村の「古都」指定

- ・昭和41年5月の歴史的風土審議会において、古都保存法第2条の「政令で定めるその他市町村」として古都の指定を検討する都市について、右表のような基準が示された。
- ・明日香村も、以下の要件を満たしていたことから、昭和41年7月古都に指定された。

■政令都市の指定基準（S41.5.30 第2回歴史的風土審議会）

次の各号に掲げる要件に該当する都市について指定を検討する。	明日香村の指定基準への適合状況
第1 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること。	天理市、橿原市、桜井市とともに、6世紀から8世紀初頭の政治の中心地であった。
第2 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。	数多くの歴史的文化的資産があるほか、大和三山及び背後の丘陵と一体となった自然的環境が存在する。
第3 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。	大阪都市圏の範囲にあり、団地の開発等による歴史的風土の侵犯が懸念された。

御井敬三氏 「声の直訴状」



和歌山県出身
大阪市在住の後、明日香村に在住
東洋医学研究家 漢方医・鍼灸師
飛鳥塾塾長

昭和45年1月、「明日香の保存を訴える」佐藤首相への手紙を松下幸之助氏に託す
(松下氏がテープに吹き込むことを提案)

「明日香の古京を逍遙すれば誰しも日本のこの国が如何にして
形成され、如何なる経路を辿ってきたかを回想せずには
おられないでしょう」

「日本民族のふるさととも言うべき明日香の自然と風物、
世界に誇るべき貴重な史跡はどんなことがあっても
守られなければなりません」

「明日香を守るというよりも、これによって国民精神の作興を
図るとなれば、どうしても『飛鳥古京法』というような
別の法令によって、明日香を日本人の精神のふるさととして
村民の生活保障を含めた建設的な処置が取られなければ
ならないでしょう」



～ 佐藤栄作首相のことば ～

「知らなかった。これでは総理とはいえないな。」 (松下氏との懇談会でテープを聴いた後に)

「ありがとうございます。あなたのおかげで明日香に来ることができました。長生きしてください。」 (視察の際に御井氏へ)

「身近に寄せる開発の波にもめげず、明日香村民の皆さんはよくこれまで辛抱し、保存してくれました。」 (視察の際に岸下村長へ)

「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」

■実施内容

○歴史的風土及び文化財の保存措置

- ・ 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の拡大

○保存措置にともなう環境の整備

- ・ 住民の生活環境の整備（道路・河川・ゴミ処理場他）
- ・ 歴史的風土及び文化財の保存・活用環境の整備

都市公園：国営飛鳥歴史公園の設置

歴史資料館：奈良文化財研究所 飛鳥資料館の設置

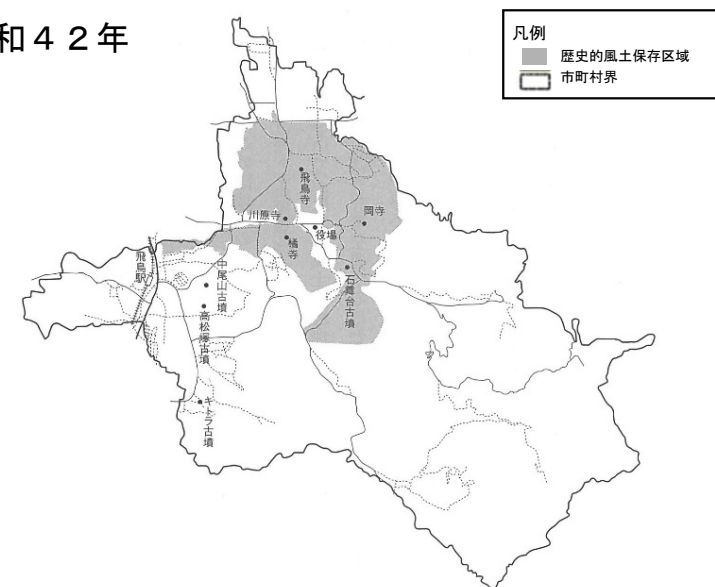
宿泊研修施設：祝戸荘の整備

- ・ その他（当該決定に伴う財団法人の設置）

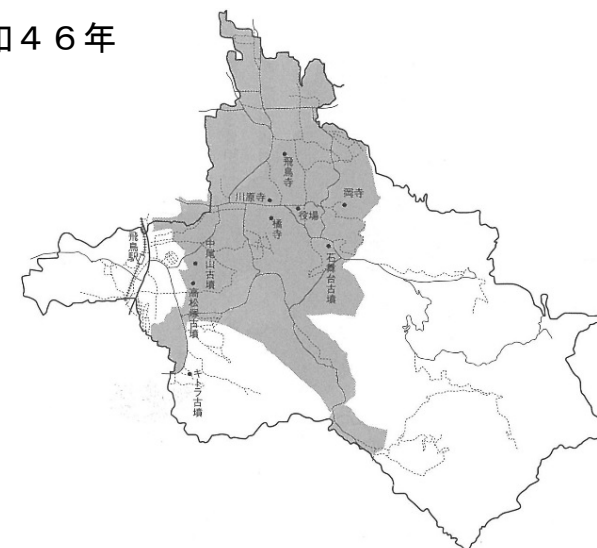
飛鳥保存財団の設置

■歴史的風土保存区域の拡大の経緯

昭和42年



昭和46年



明日香法の制定(昭和55年5月26日)

昭和54年7月の歴史的風土審議会の答申を受け、明日香法が制定され、村全域を歴史的風土特別保存地区に相当する地区として、歴史的風土の保存を図るとともに、住民生活の安定を図るための措置が講じられている。

○歴史的風土の保存

・明日香村歴史的風土保存計画が定められ、村全域が、現状の変更を厳しく規制する第1種歴史的風土保存地区と、著しい現状の変更を抑制する第2種歴史的風土保存地区に指定され、それぞれ県知事の許可制により開発行為等の規制が行われている。

○住民生活の安定と向上

・歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るため、明日香村整備計画が策定され、公共施設の整備に関する事項、文化財の保護に関する事項、地域振興に関する事項等が定められている。

・歴史的風土の保存を図るための事業等の財源として、明日香村整備基金が設けられ、運用益を歴史的風土保存事業等に活用している。

明日香村の歴史的風土のイメージ



和風建築以外は厳しく規制され、歴史的風土が良好に保存されている

明日香法に基づく施策の概要

歴史的風土保存と住民生活の調和を図るための措置

明日香村整備基本方針（第4次 H22年度）
（国土交通大臣決定）

意見 ←

社会資本整備審議会

明日香村整備計画（第4次 H22～31年度）
（奈良県知事作成、国土交通大臣同意）

意見 ←

明日香村整備基金 31億円（国24億、県6億、村1億）

- 国が明日香村に補助をして基金設立
- 運用益を歴史的風土保存事業等に活用

歴史的風土保存のための土地利用規制等

明日香村歴史的風土保存計画
（国土交通大臣決定）

歴史的風土特別保存地区に関する
都市計画決定（奈良県知事決定）

- 歴史的風土特別保存地区
 - ・ 第1種歴史的風土保存地区
現状の変更を厳に抑制する地域
 - ・ 第2種歴史的風土保存地区
著しい現状の変更を抑制する地域
- 建築物の新築等一定の行為は 知事の許可が必要



土地の買入れ等（古都保存法）

- 不許可処分に対し、損失補償・土地の買入れ
- 土地の買入れ、保存施設整備等に対し、国が補助

その他の措置

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金

- 基金運用益の低下も踏まえ、明日香村の歴史的風土を創造的に活用していくための支援として交付金を創設
- 予算額

平成12～16年度	国費	1.0億円
平成17～21年度	国費	1.1億円
平成22年度～	国費	1.5億円（平成30年度 国費1.5億円）

国営公園の整備

祝戸、石舞台、甘樫丘、高松塚周辺、キトラ古墳周辺の5地区（59.9ha）が平成28年までに概成開園している。

明日香村歴史的風土保存計画

明日香村全域にわたって歴史的風土特別保存地区が定められており、明日香村歴史的風土保存計画に基づき、2種に区分されている。

都市計画法に基づく風致地区制度による土地利用規制も行われている。

(前文) 歴史的風土の保存と住民生活の安定及び農林業等産業の振興との調和に十分配慮しつつ、明日香村における歴史的風土が将来にわたっても良好に保存されるようにこの計画を定めるものとする。

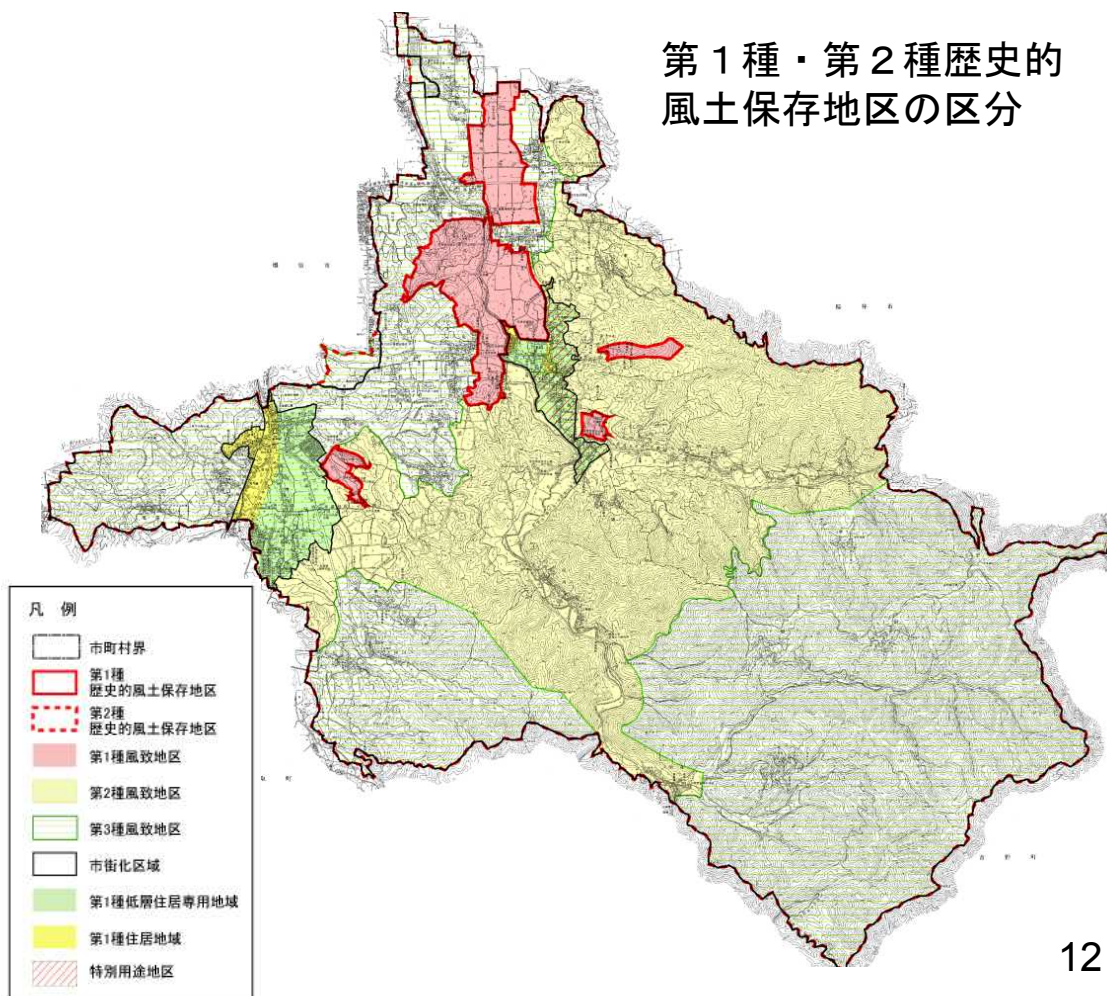
○第1種歴史的風土保存地区 (125.6ha)

- ・重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上枢要な部分を構成している地域。
- ・現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図る。

○第2種歴史的風土保存地区 (2,278.4ha)

- ・第1種歴史的風土保存地区の周囲にあってこれと一体となって歴史的風土を形成している地域、
- ・随所に所在する重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして歴史的風土を形成している地域、
- ・重要な歴史的文化的遺産の背景をなして明日香村における歴史的風土を形成している地域等。
- ・集落や農地等を含むエリアにおいて、住民生活との調和を図りつつ、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図る。

第1種・第2種歴史的風土保存地区の区分



明日香村整備基本方針・整備計画の経緯

明日香村整備基本方針

(S55)

[整備等の方向]

- ・生活環境施設の整備
- ・農林業の振興、農村環境の整備
- ・遺跡の調査、史跡の整備等

明日香村整備基本方針

(H2改定)

[整備等の方向]

- ・生活環境施設の整備
- ・農林業の振興、農村環境の整備
- ・遺跡の調査、史跡の整備等

明日香村整備基本方針

(H12改定)

[整備等の方向]

- ・歴史的風土の創造的活用
- ・農林業基盤整備等の充実
- ・農商工にわたる総合的な施策展開
- ・生活環境の整備の推進
- ・遺跡調査等の推進

明日香村整備基本方針

(H22改定)

[整備等の方向]

- ・歴史展示の推進
- ・歴史的風土の維持・向上
- ・歴史的風土等を活用した地域活力の向上
- ・生活環境基盤整備の推進

第1次整備計画 (S55～H1)

[計画の基本的方向]

生活環境、産業基盤等を総合的に整備し、農林業を主体とした“歴史と文化のむらづくり”をめざす。



小学校の整備



給食センターの整備

第2次整備計画 (H2～H11)

[計画の基本的方向]

- 『歴史的風土を活かした村づくり』
- ・農林業等の産業振興
- 『健康で住みよい村づくり』
- ・保険・医療・福祉体制の充実



飛鳥川の護岸整備



幼稚園の整備

第3次整備計画 (H12～H21)

[計画の基本的方向]

- ・地域産業の振興などの地域活性化
- ・明日香村の歴史的風土を創造的に維持保全活用



農産物直売所の整備



万葉文化館の整備

第4次整備計画 (H22～H31)

[計画の基本的方向]

- ・景観形成等による明日香の魅力の向上
- ・歴史的風土を活かした観光・交流振興や地域活力の向上



飛鳥京跡苑池の整備



オーナー制度の推進


明日香村整備基金の概要

明日香村整備基金は、「明日香村特別措置法」第8条各号に掲げる事業を円滑に実施するため、「明日香村整備基金条例」に基づき、「地方自治法」第241条の基金として設置された。基金の運用にあたっては、明日香法第8条に規定する事業に必要な経費として毎年度の運用益を充当している。

○基金の造成

(造成年度) 昭和55年度～昭和59年度 (造成金額) 総額31億円 (国24億円、県6億円、村1億円)

○基金対象事業と成果

<p>歴史的風土の保存を図るために行われる事業 (法第8条第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落コミュニティ育成事業、集落コミュニティ活動事業、環境美化対策事業等 	 <p>伝統行事の育成及び運営</p>	 <p>美しい集落景観づくり</p>
<p>土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を歴史的風土と調和させるために行われる事業 (法第8条第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築相談員、古都法申請手続き助成事業、建築物の新造改築助成事業等 	 <p>家屋の屋根・外壁への助成</p>	 <p>塀の屋根・外壁への助成</p>
<p>住民の生活の安定向上を図り、又は住民の利便を増進させるために行われる事業で歴史的風土の保存に関連して必要とされるもの(法第8条第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林家負担軽減事業、優良農林産物等奨励事業、集落環境整備事業等 	 <p>集会所の整備</p>	 <p>農産物の品評会の実施</p>

明日香村整備基金運用益及び明日香村歴史的風土活用事業交付金の推移

基金の設置 (S55)

住民生活の安定のため、きめ細かな事業の財源として「明日香村整備基金」を設置

【予算】国24億円、
県6億円、村1億円

交付金の創設 (H12)

基金運用益の低下も踏まえ、「明日香村歴史的風土創作的活用事業交付金」を創設
平成17、22年度には、基金運用益の更なる低下も踏まえ、景観の維持・向上や観光振興など新たな取組を支援するため継続・拡充

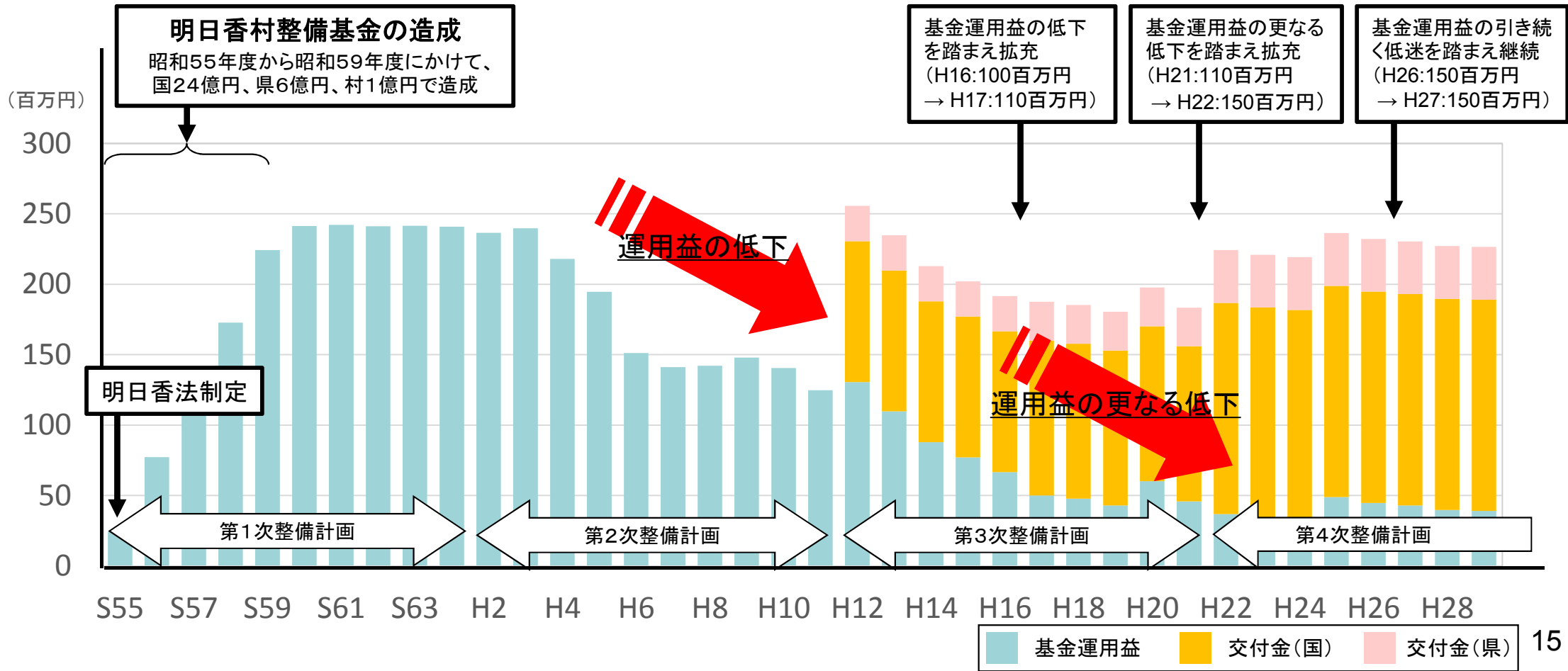
【予算】 H12~H16 国費100百万円
H17~H21 国費110百万円
H22~H26 国費150百万円

交付金の継続 (H27)

基金運用益の引き続き低迷も踏まえ、景観の維持・向上や観光振興など新たな取組を支援するため継続

H30予算 150百万円

※ 平成30年度の基金運用益は約35百万円と見込まれており、依然として最低水準に低迷



背景と課題

- 奈良県が作成する明日香村整備計画に基づく取組を推進するため、きめ細かな事業の財源として明日香法第8条に基づき、「明日香村整備基金」を設置（国24億円、県6億円、村1億円）
- 基金運用益の低下も踏まえ、H12に「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」を創設
- 基金運用益の更なる低下も踏まえ、第4次明日香村整備計画（H22～31）と連携し総合的に推進するため、H27に交付金の継続・拡充（H30：1.5億円）

H12～16 国費1億円
H17～21 国費1.1億円
H22～ 国費1.5億円

支援内容

- 第4次明日香村整備計画（H22～31）（H22.7.23奈良県知事作成、国土交通大臣同意）と連携し、明日香村をめぐる社会経済情勢の変化等に伴う課題に対応して、**景観の創出や観光振興など、村の主体的な取組を支援**

歴史文化学習の推進



景観の創出



地域産業の振興



国民啓発の推進



観光・交流による魅力向上



■ 交付対象事業の要件

○ 交付対象範囲

歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区(第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区を含む)内の土地

○ 事業内容

a) 土地の買入れ

以下の要件に該当する事業対象内の土地の買入れ。

- ①歴史的風土特別保存地区の土地で歴史的風土の保存上必要があると認められるものについて、行為の許可が得られないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより、当該土地を買い取るべき旨の申し出があった場合。
- ②歴史的風土保存区域内の土地において、歴史的風土の保存上必要があると認められる場合(①による買入れを除く。)
ただし、歴史的風土保存区域内で歴史的風土特別保存地区以外の区域における土地の買入れについては、買入れ後速やかに歴史的風土特別保存地区として指定するものにかぎる。

b) 損失補償

歴史的風土特別保存地区内において、行為許可が得られないため損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償。

c) 歴史的風土保存施設の整備

歴史的風土保存区域内の土地において、歴史的風土の適正な保存を図るための必要な施設の整備で次に掲げるものの整備。

- ①防火施設 ②土砂崩壊防止施設 ③景観保全のための植栽 ④防火・病虫害防除維持管理上の道路
- ⑤立入防止柵、標識等の管理施設 ⑥散策路・園地 ⑦ベンチ ⑧休憩所 ⑨公衆便所 ⑩解説板 ⑪駐輪場
- ⑫水質保全のための水辺周辺施設 ⑬電線地中化

d) 景観阻害物件の除却

歴史的風土保存区域内における景観の維持・向上を図るため、買入れ地において、歴史的風土保存施設の整備と併せて行う景観阻害物件の除却。

■ 国費率

土地の買入れ・損失補償 7/10(1/2) 施設整備・景観阻害物件の除却 1/2 ※()は明日香第2種歴史的風土保存地区

・国営飛鳥歴史公園は、祝戸、石舞台、甘樫丘、高松塚周辺の4地区（46.1ha）が平成6年までに開園しており、平成28年9月にはキトラ古墳周辺地区（13.8ha）の供用を開始したところ。

●甘樫丘地区● 25.1ha (S55.4供用)

蘇我蝦夷・入鹿の邸宅があったとされる甘樫丘に、飛鳥古京・大和三山が望める展望広場や散策園路を設置。



甘樫丘展望台



●石舞台地区● 4.5ha (S51.8供用)

蘇我馬子の墓と伝えられる石舞台古墳を中心に、周囲の棚田地形を活かした芝生広場などを整備。



石舞台古墳



●高松塚周辺地区● 9.1ha (S60.10供用)

飛鳥を代表する壁画古墳である高松塚古墳の周辺を環境整備。



高松塚古墳

●キトラ古墳周辺地区● 13.8ha (H28.9供用)

キトラ古墳周辺環境の保全・体験学習の場を整備。



四神の館

●祝戸地区● 7.4ha (S51.8供用)

飛鳥古京や棚田を一望できる展望台のほか、研修宿泊所「祝戸荘」を配置。



祝戸荘
(研修宿泊所)

国営飛鳥歴史公園における近年の取り組み

- ・平成28年9月に開園したキトラ古墳周辺地区をはじめ各地区において、飛鳥の歴史的風土の保全・活用を図るとともに、歴史をテーマとした体験プログラムなど多様なイベントを展開している。
- ・平成29年度は、台風被害に見舞われながらも、年間で約91万人（平成28年度：約88万人）がご利用いただき、来園者数は近年順調に増加している。

○キトラ古墳周辺地区 開園後の入園者数

(単位:千人)

来園者数(H28年9月開園～H30年8月末)	367
うち壁画公開日来園者数※	178
うち壁画観覧者数	81
うち壁画公開日以外の来園者数	189

※壁画公開日は、これまで全8回実施。

(第1回:H28.9.24～10.23、第2回:H29.1.22～2.19、第3回:5.14～6.11、第4回:7.15～8.13、第5回:9.23～10.22、第6回:H30.1.20～2.18、第7回:5.19～6.17、第8回:7.21～8.19 (※現在、第9回:9.22～10.21 を公開中))



キトラ古墳体験館 四神の館での展示



キトラ古墳壁画特別公開



勾玉づくり



キトラの田んぼでの稲刈り

○その他の主な取り組み

- 明日香村など地域と連携した地域イベントの実施



古都飛鳥文化祭(2018)



飛鳥光の回廊(2018)

- 明日香村の教育旅行、修学旅行や遠足などによる利用促進



教育旅行の入村式(石舞台)

- 飛鳥の歴史的風土を保全・活用するボランティア活動の展開



公園ボランティア「飛鳥里山クラブ」による里山保全活動(甘樫丘)

(参考) 海外比較(韓国・慶州市)

奈良県 明日香村

韓国 慶州市

位置 奈良県中央部

韓国南東沿岸部

行政面積 2408ha

13200ha

人口 約5.5千人

約30万人

 市概要 6～7世紀
我が国初めての政治の中枢地

 紀元前1世紀～10世紀までの
約1000年新羅国の首都

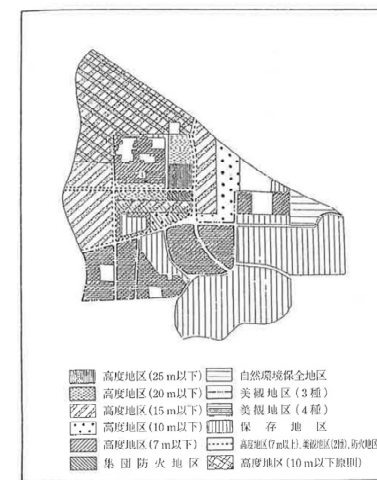
 歴史的環境に係る規制等
 明日香法
 第1種歴史的風土保存地区：
125.6ha
 第2種歴史的風土保存地区：
2282.4ha

【古都保存に関する特別法】
 ・「古都」として位置づけられている。

【都市計画】
 ・保存地区：1232ha(20地区)
 地区内の開発行為は、文化財庁長官の承認が必要
 ・韓屋保存地区(第4種美観地区)：148m²
 建築条例に基づき床面積200m²以上の建築等において、建築委員会の審議を受けることが必要。

【国立公園】慶州国立公園：13800ha

【世界遺産】
 ・慶州歴史地区が世界遺産に登録(2000年)：2880ha
 (バッファゾーン：350ha)



慶州市中心部における美観地区等の指定状況

 文化財 国指定特別史跡3件
国指定史跡18件

 国家指定文化財
(宝物32件、史跡23件)

観光客 年間約80万人

 年間約900万人
(うち、外国人約50万人)
